

高知大学教育学部附属幼稚園規則

平成 24 年 3 月 14 日
規 則 第 77 号

最終改正 令和 5 年 3 月 31 日規則第 135 号

高知大学教育学部附属幼稚園規則（平成 16 年規則第 192 号）の全部を改正する。

第 1 章 目的

（目的）

第 1 条 高知大学教育学部附属幼稚園（以下「附属幼稚園」という。）は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）その他関係法令に基づき、幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、高知大学教育学部における教育の理論及び方法の研究と実証並びに学生の教育実習を行うことを目的とする。

第 2 章 保育年限、学年、学期及び休業日

（保育年限）

第 2 条 附属幼稚園の保育年限は、3 年又は 2 年とする。

（学年）

第 3 条 学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

（学期）

第 4 条 学年を分けて、次の 3 学期とする。

- (1) 第 1 学期 4 月 1 日から 8 月 31 日まで
- (2) 第 2 学期 9 月 1 日から 12 月 31 日まで
- (3) 第 3 学期 1 月 1 日から 3 月 31 日まで

（休業日）

第 5 条 附属幼稚園の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 土曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (4) 学年始め休業 4 月 1 日から 4 月 10 日まで
- (5) 夏季休業 7 月 21 日から 8 月 31 日まで
- (6) 冬季休業 12 月 21 日から翌年 1 月 7 日まで
- (7) 学年末休業 3 月 21 日から 3 月 31 日まで

2 園長は、必要があると認める場合は、教育学部長の承認を得て、前項第4号から第7号までに規定する休業日について変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

(振替保育日)

第6条 園長は、教育上必要があり、かつ、やむを得ない事由があると認めるときは、あらかじめ教育学部長に届け出の上、保育日と休業日を振り替えることができる。

(非常変災等による臨時休業)

第7条 園長は、非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に保育を行わないことができる。この場合において、園長は、その事由及び期間を速やかに教育学部長に報告しなければならない。

第3章 教育方針等、教育課程及び授業時数

(教育方針等)

第8条 園長は、毎学年の始めに保育方針、保育計画の概要その他附属幼稚園の管理運営に関する事項を定める。

(教育課程)

第9条 教育課程は、幼稚園教育要領の定める基準により園長が編制する。

(保育週数)

第10条 毎学年の保育週数は、特別の事情のある場合を除き39週とする。

(保育時間)

第11条 1日の保育時間は、4時間を原則とする。

第3章の2 預かり保育

(預かり保育)

第11条の2 附属幼稚園において、預かり保育(教育課程に係る教育時間の終了後等に附属幼稚園の園児のうち希望者を対象に行う保育をいう。以下同じ。)を実施する。

2 この規則に定めるもののほか、預かり保育の実施に関し必要な事項は、園長が別に定める。

第4章 学級編制

(学級編制)

第12条 附属幼稚園の学級数及び幼児定員は、次表のとおりとする。

区分	学級数	学級定員	総定員
3歳児	1	28	28

4歳児	2	24	48
5歳児	2	24	48
計	5		124

第5章 職員組織

(職員組織)

第13条 附属幼稚園に、次の職員を置く。

- (1) 園長
- (2) 副園長
- (3) 教諭
- (4) 養護教諭
- (5) 事務職員
- (6) 用務員

2 園長、副園長の職務内容及び専決事項については別に定める。

3 第1項に定める者のほか、必要な職員を置くことができる。

(職員会議)

第14条 附属幼稚園に、園長の職務の円滑な執行に資するため、職員会議を置く。

2 職員会議は、園長が主宰する。

3 前2項に定めるもののほか、職員会議に関し必要な事項は、園長が定める。

(園務処理の組織及び運営)

第15条 園長は、毎学年の始めに園務の処理組織及び運営に関する事項を定め、園の管理運営の能率的かつ合理的な遂行を図るものとする。

2 園長は、別に定めのあるものを除き、前項の園務の分掌を所属職員に命ずるものとする。

3 附属幼稚園に、調和のとれた園運営を行うため、教務主任、学年主任、研究主任、保健主事及び教育実習主任を置くことができる。

(園長等の職務代理)

第16条 副園長は、園長に事故があるときはその職務を代理し、園長が欠けたときはその職務を行う。

2 教務主任は、副園長に事故があるときはその職務を代理し、副園長が欠けたときはその職務を行う。

第6章 学校評議員

(学校評議員)

- 第17条 園長は、園運営上必要と認めるときは、学校評議員を置くことができる。
- 2 学校評議員は、園長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。
 - 3 学校評議員は若干名とし、本学の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有する者のうちから、園長の推薦により学長が委嘱する。
 - 4 学校評議員の委嘱期間は、委嘱の日から、同日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、委嘱の際現に委嘱されている学校評議員があるときの新たに委嘱される学校評議員の任期の末日は、その委嘱の際現に委嘱されている学校評議員の委嘱期間満了の日とする。
 - 5 学校評議員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。
 - 6 前5項に定めるもののほか、学校評議員に関し必要な事項は、園長が別に定める。

第7章 施設、設備等の管理

(施設、設備等の管理)

- 第18条 園長は、園の施設、設備及び備品を常に良好な状態に保持するよう努めなければならない。

第8章 入園、退園、除籍及び課程の修了

(入園の時期)

- 第19条 附属幼稚園の入園時期は、学年の始めとする。ただし、学級に欠員のある場合の学年途中の入園については、園長が別に定める。

(入園の資格)

- 第20条 附属幼稚園に入園することのできる者は、学年の始まる日（4月1日）において次の年令に達した者とする。

- (1) 3年保育 3歳
- (2) 2年保育 4歳

(入園の申込み手続)

- 第21条 幼児を附属幼稚園に入園させようとする場合は、その保護者は所定の入園申込書を期日までに提出しなければならない。

(入園の許可)

- 第22条 園長は、前条の入園申込み幼児につき選考の上、入園を許可すべき者を定める。

(誓約書)

第 23 条 入園を許可された者の保護者は、期日までに保証人連署の誓約書を提出しなければならない。

(保証人)

第 24 条 前条に定める保証人は 1 人とし、独立の生計を営む者でなければならない。

2 保証人は、その幼児の在園中の事柄に関して、保護者とともに責任を負うものとする。

(退園及び除籍)

第 25 条 附属幼稚園を退園しようとするときは、その保護者は、理由を詳記した退園願を保証人連署の上、園長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 保育料の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者は、園長が除籍する。

(課程の修了)

第 26 条 附属幼稚園の教育課程を修了した者には、園長は、卒園証書を授与する。

第 9 章 検定料、入園料、保育料及び預かり保育利用料

(検定料)

第 27 条 入園を志願する者から徴収する検定料の額及び徴収方法等は、国立大学法人高知大学における授業料等費用に関する規則（平成 16 年規則第 83 号）（以下「授業料等規則」という。）の定めるところによる。

(入園料)

第 28 条 入園を許可されることになった者から徴収する入園料の額及び徴収方法等は、授業料等規則の定めるところによる。

(保育料等)

第 29 条 保育料の額及び徴収方法等は、授業料等規則の定めるところによる。

第 30 条 既納の検定料、入園料及び保育料は、還付しない。ただし、入園料及び保育料の還付の特例については、授業料等規則の定めるところによる。

第 30 条の 2 預かり保育利用料の額及び徴収方法は、別に定める。

2 既納の預かり保育利用料は、原則として還付しない。

第 10 章 雑則

(表簿)

第 31 条 附属幼稚園においては、次の表簿を備えなければならない。

(1) 幼稚園沿革誌

- (2) 卒園証書授与台帳
 - (3) 指導要録
 - (4) 幼稚園管理に関する各種日誌
 - (5) 幼稚園要覧
 - (6) 園児の出席月計表及び出席年計表
- 2 前項の第1号及び第2号の表簿は永年、第3号の表簿は20年及びその他の表簿は3年
の間保存しなければならない。

(幼稚園要覧)

第32条 幼稚園要覧は、附属幼稚園の沿革、教育目標、教育方針、教育課程表、重要な年
間の行事予定、附属幼稚園の運営機構及び校務分掌、その他事項を記載し5月31日ま
でに作成するものとする。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年1月13日規則第62号）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第12条の規定にかかわらず、平成28年度の幼児定員は、次表のとおりとす
る。

区分	学級数	学級定員	総定員
3歳児	1	28	28
4歳児	2	20	40
5歳児	2	35	70
計	5		138

- 3 改正後の第12条の規定にかかわらず、平成29年度の幼児定員は、次表のとおりとす
る。

区分	学級数	学級定員	総定員
3歳児	1	28	28
4歳児	2	24	48
5歳児	2	20	40
計	5		116

4 この規則の施行前から委嘱されている学校評議員は、この規則により委嘱されたものとみなす。

附 則（平成 30 年 3 月 14 日規則第 71 号）

この規則は、平成 30 年 3 月 14 日から施行し、平成 30 年 1 月 20 日から適用する。

附 則（令和 2 年 3 月 16 日規則第 78 号）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 5 月 8 日規則第 1 号）

この規則は、令和 2 年 5 月 8 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 2 年 12 月 22 日規則第 16 号）

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 23 日規則第 64 号）

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 31 日規則第 135 号）

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。